

一管区水路通報第50号

令和3年12月24日

第一管区海上保安本部



令和3年、我が国が近代の技術をもって、海洋調査から海図作製までを一貫して行う本格的な水路業務を開始してから150周年を迎えました。

第689項	北海道南岸	函館港	救難訓練
第690項	北海道南岸	函館港南東方	水路測量
第691項	北海道南岸	苫小牧港	掘下げ作業
第692項	北海道南岸	苫小牧港	灯付浮標復旧
第693項	北海道南岸	襟裳岬南方	射撃訓練
第694項	北海道南岸	十勝港東方	照明弾発射訓練
第695項	北海道南岸	釧路港	掘下げ作業(期間等変更)
第696項	北海道南岸	釧路港	潜水訓練
第697項	北海道南岸	釧路港南方	救難訓練
第698項	北海道南岸	釧路港南東方	魚礁設置作業
第699項	北海道東岸	羅臼港	水路測量
第700項	北海道東岸	知床岬付近	射撃訓練等
第701項	北海道北岸	サロマ湖	アイスブーム設置
第702項	北海道西岸	利尻島	灯台光達距離変更(予告)
第703項	本州東岸	尻屋埼東方	射撃訓練
第704項	本州北西岸	龍飛埼西南西方	射撃訓練

お知らせ

- 「海氷情報センター」開所について
第一管区海上保安本部に令和3年12月20日「海氷情報センター」を開所しました。
海氷情報は以下Webページにより入手できます。

第一管区海上保安本部 海氷情報センターのWebページ
URL : <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/1center.html>



- 年末年始の一管区水路通報について
本年の一管区水路通報は今号第50号(令和3年12月24日発行)で最終号となります。
来年の第1号は令和4年1月7日に発行いたします。

※水路通報の内容については、インターネットで入手できます。
インターネットアドレス <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/tuho01.html>

一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせは下記へどうぞ。

第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係
〒047-8560 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎(5階)
TEL (0134)27-0118(内線2515) FAX (0134)27-6190
インターネットアドレス <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/mailform.html>

3年689項 北海道南岸 — 函館港、第4区及び第5区 救難訓練

下記区域で、航空機による救難訓練が実施される。

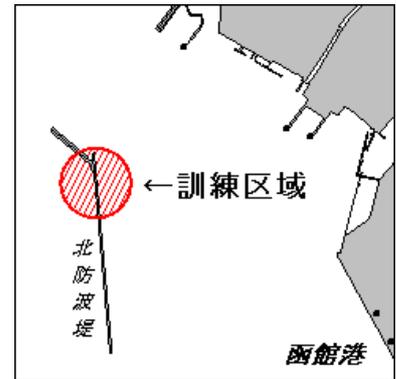
期 間 令和4年1月11日、14日、20日、24日、28日 1045～1145、1400～1630

区 域 41-48-15.7N 140-41-56.3E
を中心とする半径150mの円内

備 考 吊り上げ訓練を行う

海 図 W6

出 所 函館航空基地



3年690項 北海道南岸 — 函館港南東方 水路測量

下記区域で、作業船による水路測量が実施されている。

期 間 令和3年12月22日～令和4年2月28日のうち1日間

区 域 41-46-01.0N 140-44-59.1E 付近

備 考 測量中、白紅白の燕尾旗掲揚

海 図 W9

出 所 第一管区海上保安本部公示(令和3年12月23日)



3年691項 北海道南岸 — 苫小牧港、第1区、第2区及び第3区 掘下げ作業

下記区域で、作業船による掘下げ作業が実施される。

期 間 令和4年1月6日～3月31日 日出～日没

区 域 1 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域

(1) 42-38-54.1N 141-40-06.8E

(2) 42-38-52.7N 141-40-07.5E

(3) 42-38-47.9N 141-39-53.6E

(4) 42-38-49.4N 141-39-52.8E

2 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域

(5) 42-37-21.7N 141-37-27.0E

(6) 42-37-20.0N 141-37-30.8E

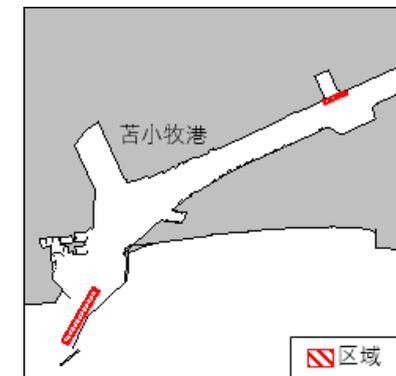
(7) 42-36-55.1N 141-37-11.2E

(8) 42-36-56.7N 141-37-07.5E

備 考 作業中、警戒船配備

海 図 W1033A-JP1033A

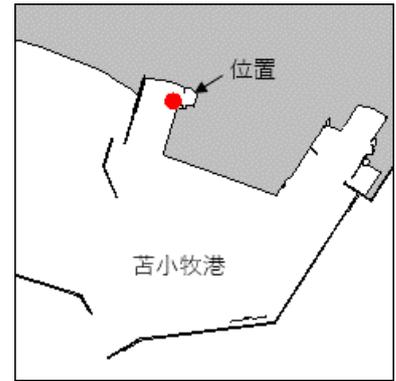
出 所 苫小牧港長



3年692項 北海道南岸 — 苫小牧港、第4区 灯付浮標復旧
一管区水路通報3年48号675項削除

下記位置の灯付浮標は復旧した。

位置 42-36-50.1N 141-46-58.8E
海図 W1033B-JP1033B
出所 室蘭海上保安部



3年693項 北海道南岸 — 襟裳岬南方 射撃訓練

下記区域で、航空機による空対空射撃訓練が実施される。

期間 令和4年1月1日～31日（土、日、祝日を除く）0800～1700

区域 下記8地点を結ぶ線により囲まれる区域

- (1) 42-04-09N 142-16-46E
- (2) 41-43-09N 142-59-46E
- (3) 41-38-14N 142-59-46E
- (4) 41-40-45N 143-26-26E
- (5) 41-33-10N 143-29-46E
- (6) 41-10-10N 143-19-46E
- (7) 41-10-10N 142-09-47E
- (8) 41-59-09N 142-03-47E

海図 W43
出所 防衛省防衛政策局



3年694項 北海道南岸 — 十勝港東方 照明弾発射訓練

下記区域で、巡視船による照明弾発射訓練が実施される。

期日 令和4年1月5日、6日（予備日11日）日出～2000

区域 42-18.0N 143-24.4E を中心とする半径1海里の円内海域

海図 W27

出所 広尾海上保安署



3年695項 北海道南岸 — 釧路港、西区、第2区 掘下げ作業（期間等変更）
 一管区水路通報3年41号602項関連

下記区域で、浚渫船による掘下げ作業が実施されている。

期 間 令和3年8月17日～令和4年1月24日 日出～日没

区 域 1 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域

- (1) 42-59-39.2N 144-20-01.3E
- (2) 42-59-37.2N 144-20-03.8E
- (3) 42-59-33.6N 144-20-03.4E
- (4) 42-59-39.8N 144-19-51.2E

2 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域

- (5) 42-59-34.4N 144-19-33.8E
- (6) 42-59-33.4N 144-19-33.7E
- (7) 42-59-34.0N 144-19-23.1E
- (8) 42-59-35.0N 144-19-23.2E

3 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域

- (9) 42-59-31.2N 144-19-06.8E
- (10) 42-59-30.3N 144-19-07.3E
- (11) 42-59-27.1N 144-18-57.7E
- (12) 42-59-27.9N 144-18-57.2E

4 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域

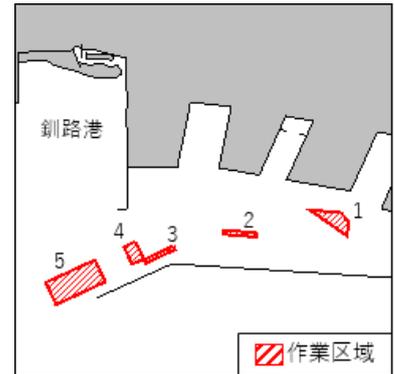
- (13) 42-59-32.3N 144-18-54.4E
- (14) 42-59-28.1N 144-18-57.1E
- (15) 42-59-26.8N 144-18-53.3E
- (16) 42-59-31.0N 144-18-50.6E

5 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域

- (17) 42-59-27.8N 144-18-41.1E
- (18) 42-59-22.6N 144-18-44.5E
- (19) 42-59-17.1N 144-18-28.5E
- (20) 42-59-22.4N 144-18-25.1E

海 図 W31-JP31

出 所 釧路港長



3年696項 北海道南岸 — 釧路港、東区、第2区及び第3区 潜水訓練

下記区域で、潜水訓練が実施される。

期 間 令和4年1月2日 0840～1600

区 域 下記4地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

- (1) 42-58-40.7N 144-22-16.8E (岸線上)
- (2) 42-58-43.2N 144-22-15.6E
- (3) 42-58-45.0N 144-22-24.0E
- (4) 42-58-44.1N 144-22-24.6E (岸線上)

備 考 潜水訓練中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W31-JP31

出 所 釧路港長



3年697項 北海道南岸 — 釧路港南方 救難訓練

下記区域で、航空機による救難訓練が実施される。

期 間 令和4年1月1日～31日 日出～日没

区 域 42-43.4N 144-22.4E
を中心とする半径5海里の円内

備 考 発炎筒及びマリンマーカーを投下

海 図 W26

出 所 釧路航空基地



3年698項 北海道南岸 — 釧路港南東方 魚礁設置作業

下記位置で、起重機船による魚礁設置作業が実施されている。

期 間 令和3年12月20日～令和4年3月10日 日出～日没

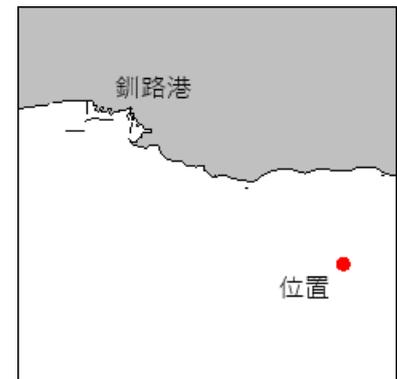
位 置 42-52.4N 144-35.6E 付近

備 考 立方体型魚礁(高さ 3.0m)259基を平積み

作業位置は浮標で標示

海 図 W26

出 所 釧路海上保安部



3年699項 北海道東岸 — 羅臼港 水路測量

下記区域で、作業船による水路測量が実施される。

期 間 令和4年1月7日～2月10日のうち3日間

区 域 1 下記3地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

(1) 44-01-17.0N 145-12-07.6E (岸線上)

(2) 44-01-18.2N 145-12-05.9E

(3) 44-01-15.9N 145-12-02.8E (岸線上)

2 下記4地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

(4) 44-01-10.3N 145-11-57.0E (岸線上)

(5) 44-01-10.9N 145-11-56.0E

(6) 44-01-13.3N 145-11-59.0E

(7) 44-01-12.6N 145-12-00.0E (岸線上)

3 下記4地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

(8) 44-01-13.9N 145-11-51.5E (岸線上)

(9) 44-01-11.8N 145-11-53.3E

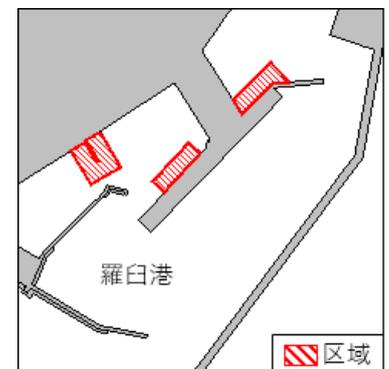
(10) 44-01-10.7N 145-11-50.7E

(11) 44-01-12.8N 145-11-49.0E (岸線上)

備 考 測量中、白紅白の燕尾旗掲揚

海 図 W1402 (羅臼港)

出 所 第一管区海上保安本部公示(令和3年12月22日)

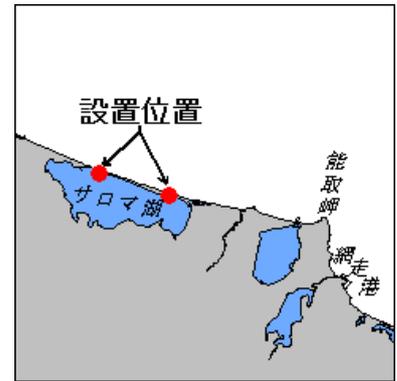


3年700項 北海道東岸 — 知床岬付近 射撃訓練等
 下記区域で、巡視船による射撃訓練及び照明弾発射訓練が実施される。
 期 日 令和4年1月12日（予備日13日）1000～1700
 区 域 44-25.3N 145-32.5E
 を中心とする半径5海里の円内海域
 備 考 国際信号旗「NE4」旗及び「UY」旗掲揚
 海 図 W42
 出 所 根室海上保安部



3年701項 北海道北岸 — サロマ湖（第1湖口及び第2湖口）
 下記位置に、アイスブームが設置された。
 位 置 下記2地点付近
 (1) 44-10-32N 143-47-02E（第1湖口）
 (2) 44-08-38N 143-55-41E（第2湖口）
 海 図 W1039
 出 所 紋別海上保安部

アイスブーム設置



3年702項 北海道西岸 — 利尻島 灯台光達距離変更（予告）
 栄浜埼灯台は、下記のとおり光達距離が変更される。
 変更予定日 令和4年1月中旬
 位 置 45-12.8N 141-08.0E
 光達距離 (変更前) 13海里
 (変更後) 12海里
 海 図 W21-W1040-W1045-W33-W41
 参照書誌 411 0528番
 出 所 第一管区海上保安本部交通部



3年703項 本州東岸 — 尻屋埼東方 射撃訓練
 下記区域で、航空機による水上射撃訓練が実施される。
 期 間 令和4年1月24日～27日(予備日 28日) 0800～1800
 区 域 41-20-10N 142-29-47E
 を中心とする半径15海里の円内
 海 図 W43
 出 所 防衛省海上幕僚監部



3年704項 本州北西岸 — 龍飛埼西南西方 射撃訓練
 下記区域で、航空機による水上射撃訓練が実施される。
 期 間 令和4年1月24日～27日(予備日 28日) 0800～1800
 区 域 40-55-09N 139-04-48E
 を中心とする半径10海里の円内
 海 図 W43
 出 所 防衛省海上幕僚監部

